

令和4年3月1日

お客様 各位

秋田県信用組合

秋田県信用組合、秋田銀行、北都銀行、秋田信用金庫、羽後信用金庫による 相続手続きの共通化について

秋田県信用組合（理事長 北林 貞男）、株式会社秋田銀行（頭取 新谷 明弘）、株式会社北都銀行（頭取 伊藤 新）、秋田信用金庫（理事長 菅原 浩）および羽後信用金庫（理事長 池田 秀）は、お客さま負担軽減への取組みの一環として、下記のとおり、預金などの相続手続きの取扱いを共通化することとしましたのでお知らせいたします。

記

1 開始日

令和4年4月1日（金）

2 共通化の背景

高齢化社会の進展により、今後相続手続きの増加が予想されるなか、相続手続きにおいては金融機関ごとに書類の記入方法やご提出いただく確認書類が異なるなどの課題がありました。

このたび、秋田県内5金融機関において相続手続きにおける提出書類や書式を統一することにより、お客さまの負担軽減につながるものと考え、取扱いの共通化をはかりました。

3 共通化の概要

- (1) お客さまからご記入いただく「相続手続依頼書」の書式の共通化
- (2) お客さまからご提出いただく確認書類の共通化

※ 本件は相続手続を共同で行うものではなく、書類などのご提出は金融機関ごとに必要となります。また、被相続人さまのお取引内容によっては手続きが一部相違する取扱いもございます。

以 上

【本件に関する問合せ先】
事務部
TEL018-831-3551（代表）